

# 日田市地域公共交通利便増進実施計画策定調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月1日

## (目的)

第1条 この要領は、日田市地域公共交通確保維持協議会(以下「協議会」という。)が、日田市地域公共交通利便増進実施計画の策定のため実施する業務(以下「本業務」という。)の受託候補者を選定するため、本業務に関し提案を求め、最も優れた者と契約を締結することを目的とし、公募型プロポーザルの実施について必要となる事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、公募型プロポーザルとは、本業務の概要、参加資格等を公表して参加業者を募り、申込者の参加資格を確認し、本業務についての提案書、実施体制、工程等に関する書類等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した契約交渉相手方を決定する方式をいう。

## (公募型プロポーザル方式の採用)

第3条 本業務は、日田市地域公共交通利便増進実施計画策定において、創造性、技術力及び実績により培われた企画力等が必要であり、各種調査及び分析等において専門性が必要であることから、提案者の経験、実施能力、見積価格及び提案内容を総合的に審査し、契約交渉相手方を選定する公募型プロポーザル方式を採用する。

## (手続き開始の公告)

第4条 協議会は、本業務の公募型プロポーザル参加業者を募集する場合には、次の事項を公告するものとする。

(1) 公募型プロポーザル募集要項(以下「募集要項」という。)

(2) その他必要と認める事項

2 前項の公告は、次によるものとする。

(1) 日田市ホームページ

(2) 協議会事務局(日田市地域振興部地域振興課)窓口での閲覧

## (募集要項)

第5条 前条第1項第1号に規定する募集要項は、次に掲げる事項を記載するものとする。

項目	主な内容	
1	業務の概要	業務名、業務の目的、業務内容、業務場所、履行期間など
2	見積限度額	見積限度額
3	実施型式	公募型である旨
4	参加資格要件	必要な参加資格、過去5年間の受託実績
5	参加申込・資格審査	参加申込方法、提出書類、受付期間
6	質問及び回答	質問方法など
7	提案書等の作成及び提出方法	提出書類、提出方法、提出期間など

8	審査方法 及び審査内容	審査の項目・配点、審査型式など
9	審査結果及び契約手続き	契約交渉相手方等の決定など
10	書類提出先及び問合せ先	担当部署、連絡先など
11	その他	情報公開の取扱、提案費用の負担、辞退の取扱、失格事項など
12	日程(予定)	公告から契約締結までのスケジュール(予定)

(参加資格要件)

第6条 本業務のプロポーザルに参加する者は、募集要項公告日から本業務委託契約締結日までの間、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (5) その他募集要項で示した参加資格要件を満たしていること。また、同要件を満たしている事が確認できるものを提出すること。

(失格基準)

第7条 次の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本業務への参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

- (1) 募集要項に定められた参加資格を満たさないとき。
- (2) 募集要項に定められた提出方法によらず提案書が提出されたとき。
- (3) 募集要項に定められた提出期限までに提案書が提出されなかったとき。
- (4) 募集要項により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (5) 提出を求められた諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (6) 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (7) その他本要領、募集要項に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

(参加申込書の提出等)

第8条 本業務のプロポーザルに参加する者は、参加申込書(様式第1号)を提出するものとする。

- 2 参加申込書等の提出方法、提出場所及び提出期間は募集要項に明示する。
- 3 協議会は、参加申込みを行った者(以下「参加申込者」という。)の参加資格を審査し、参加申込者全員に参加資格審査結果通知書(様式第2号)により通知する。
- 4 前項の規定による審査の結果、参加資格がないとされた者は、同項の規定による通知の日の翌日から起算して5日(日田市の休日を定める条例(平成元年日田市条例第25号。)第1条第1項各号に定める休日(以下「市の休日」という。)を除く。)以内に、書面によりその理由について説明を求めることができる。
- 5 協議会は、前項の規定により、理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して5日以内(市の休日を除く。)に、書面により回答しなければならない。

(参加辞退)

第9条 前条による参加申込者は、随意契約の相手方が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合には、参加辞退届(様式第3号)を協議会事務局に提出するものとする。なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(審査)

第10条 第8条第3項により選定された審査参加資格者は、審査提案書(様式第4号)を提出するものとする。

- 2 前項に関する提出方法、提出場所及び提出期間は募集要項に明示する。
- 3 日田市地域公共交通利便増進実施計画策定調査業務委託プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、別に審査要項を定め、提案者の提案書類、本業務に対する提案者の意欲、理解力及び提案内容をより理解するためのヒアリング審査(プレゼンテーション、デモンストレーション等)を行い、審査基準に基づき点数化して評価し、順位が最上位の者を本業務の受託候補者として、随意契約の交渉相手方に決定するものとする。
- 4 提案者には、ヒアリング審査の日程等を審査通知書(様式第5号)にて通知する。
- 5 協議会は、選定委員会の審査が完了した場合は、その結果を指定した期日までに受託候補者に選定された者に審査結果(選定)通知書(様式第6号)により通知するものとする。また同時に、受託候補者に選定されなかった者に審査結果(非選定)通知書(様式第7号)により通知するものとする。
- 6 前項により受託候補者に選定されなかった者は、通知の日の翌日から起算して5日(市の休日を除く。)以内に、書面により、その理由について説明を求めることができる。
- 7 協議会は、前項による説明を求められたときは、説明を求める書面を受領した日の翌日から起算して5日以内(市の休日を除く。)に、書面により回答しなければならない。

(審査結果の公表)

第11条 協議会は、前条第3項による審査結果については、日田市ホームページで公表するものとする。

(随意契約の締結)

第12条 第10条第3項により決定された契約交渉相手方と本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

- 2 第10条第3項により決定された契約交渉相手方について、辞退、失格その他の理由により本業務の随意契約を締結することができなくなったときは、次点者に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

(留意事項)

第13条 本業務のプロポーザル実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 参加申込、提出書類の作成・提出、ヒアリング審査等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 本業務のプロポーザル実施にあたり、不正行為を行った者又は提出を求められた諸様式に虚偽の記載を行った者は、日田市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領に基づき、指名停止を行う場合がある。
- (3) 提出期限以降の参加申込書、提案書及び諸様式(以下「提出書類」という。)の差し替え、引き換えは原則として認めない。(ただし、提案書の内容を確認するため、追加資料を求めた場合はこの限りでない。)

- (4) 提出書類については、返却しない。
- (5) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (6) 提出書類については、非公表とする。

(その他)

第14条 本要領に定めのない事項については、協議会事務局において別途協議し決定するものとする。

附則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。